



学籍について

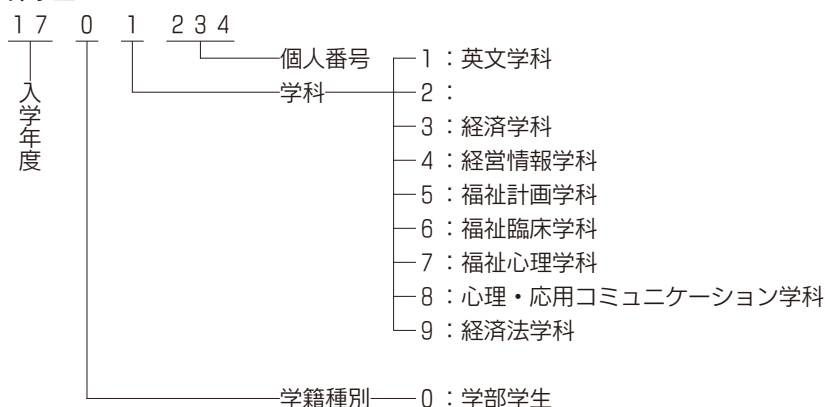
学籍番号

入学と同時に学籍及び学籍番号が与えられます。学籍番号は、在学中だけでなく卒業後も変わることはありません（転学部・転学科¹の場合には新しい学籍番号が与えられます）。

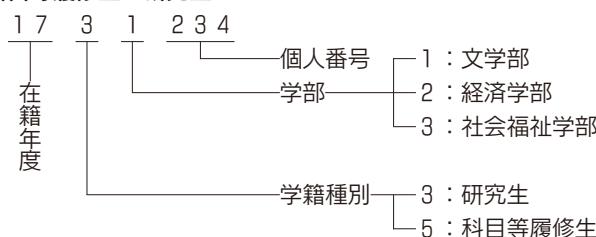
履修登録から試験、証明書の申込み及び卒業後の諸証明の請求を含め、学内の事務的処理は、この学籍番号で処理されるので正確に覚えておいてください。

学籍番号の構成は以下の通りです。

<学部学生>



<科目等履修生・研究生>



学籍異動

1. 休学・復学・退学・再入学

学籍異動に関することは、教育支援課が担当します。上記事由が生じた場合は、願出用紙に必要事項を記入のうえ、学科長の面接を受けてから教育支援課に提出することになります。

なお、学科長は学籍事項だけでなく、修学事項や履修上の相談にも応じます。

学科長氏名	研究室	内線	メールアドレス
英文学科長 長谷川典子 教授	1-504研究室	内線1504	hasegawa
心理・応用コミュニケーション学科長 田辺 毅彦 教授	2-200研究室	内線2200	tanabe
経済学科長 中村 一浩 教授	1-712研究室	内線1712	k.nakamura
経営情報学科長 西脇 隆二 教授	1-803研究室	内線1803	nishiwaki
経済法学科長 秋森 弘 教授	1-714研究室	内線1714	akimori
福祉計画学科長 岡田 直人 教授	1-609研究室	内線1609	nokada
福祉臨床学科長 栗山 隆 教授	1-604研究室	内線1604	kuriyama
福祉心理学科長 田澤 安弘 教授	1-614研究室	内線1614	tazawa

※メールアドレスは、表のアルファベットの後に「@hokusei.ac.jp」をつけて送信してください。

1. 転学部・転学科

11ページを参照のこと。

A 休学

休学を考えている場合は、まず教育支援課①～③番窓口で相談してください。

休学手続は、学部長あての「休学願」に保証人連署のうえ、必要があれば事由を証明する書類（診断書等）を添えて提出し、期日までに学部長の許可を受ける必要があります。

休学期間の授業料は徴収せず、在学期間に算入しませんが、学期途中から休学する場合は授業料を徴収します。手続きについては、前期・通年の休学は4月下旬、後期は9月下旬を目途に手続きを完了してください。なお、休学期間満了前に、復学又は退学の願い出のない者は、休学期間満了によって除籍となります。

B 復学

復学手続は、学部長あての「復学願」に、必要があれば復学の事由を記した書類（診断書等）を添えて提出し、期日までに学部長の許可を受ける必要があります。

手続きについては、前期復学者は8月下旬まで、通年・後期復学者は2月中旬を目途に手続きを完了してください。

C 退学

退学を考えている場合は、まず教育支援課①～③番窓口で相談してください。

退学手続は、学部長あての「退学願」に保証人連署のうえ退学事由を詳細に記し、保証人の同意書と学生証を添えて提出し、学長の許可を受ける必要があります。

D 再入学

退学した者が、再入学を願い出たときは、学長はこれを許可することがあります。

2. 除籍

A 除籍

学則第16条第1号から第7号に該当する者は、教授会の議により除籍となります。

特に、正当な理由なく、1・2年次の2年間で30単位以上を修得しなければ除籍となりますので、留意してください。

B 除籍からの復学

除籍された者が、復学を願い出たときは、学長はこれを許可することがあります。

転学部及び転学科¹

特別の理由で、転学部又は転学科を希望する学生については、次の規程に従って、毎年度始めに、これを許可することがあります。

北星学園大学転学部及び転学科取扱規程

第1条 北星学園大学の学生で転学部又は転学科を希望する学生は、所定の期日までに、所定の願書を教育支援課に提出し、審査の結果教授会が適当と認めた者については、新学年から許可される。

第2条 転学部及び転学科は、基礎資格を有する者が、第2年次又は第3年次に転ずる場合に限る。

II 転学部及び転学科に必要な基礎資格は別に定める。

第3条 審査は、書類審査、面接及び学力試験とする。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

この規程は、1996年4月1日から施行する。

この規程は、2002年4月1日から施行する。

この規程は、2005年4月1日から施行する。

この規程は、2016年4月1日から施行する。

1. 転学部及び転学科

自分の所属する学科から別の学部、学科に移ること。条件は12ページを参照のこと。

転学部・転学科に必要な基礎資格

< 2年次基礎資格 >

英文学科

英語 I・II (2科目 4単位) を含め合計30単位以上修得していること。

心理・応用コミュニケーション学科, 経済学部, 社会福祉学部

英語 I・II 又はドイツ語 I・II 又はフランス語 I・II 又は中国語 I・II 又は韓国語 I・II [英文学科から転学科する場合は, 基礎演習 I と英文法クリニック] (2科目 4単位) を含め合計30単位以上修得していること。

< 3年次基礎資格 >

英文学科

英語 I～IV (4科目 8単位) 及び日本語科目 (4単位) を含め合計60単位以上修得していること (他言語を修得していることが望ましい)。

心理・応用コミュニケーション学科

英語 I～IV 又はドイツ語 I～IV 又はフランス語 I～IV 又は中国語 I～IV 又は韓国語 I～IV [英文学科から転学科する場合は, 基礎演習 I と英文法クリニック, ドイツ語 I・II 又はフランス語 I・II 又は中国語 I・II 又は韓国語 I・II] (4科目 8単位), 日本語科目 (4単位), 情報科目 (2科目 4単位) を含め合計60単位以上修得していること。

経済学科

英語 I～IV 又はドイツ語 I～IV 又はフランス語 I～IV 又は中国語 I～IV 又は韓国語 I～IV [英文学科から転学部・転学科する場合は, 基礎演習 I と英文法クリニック, ドイツ語 I・II 又はフランス語 I・II 又は中国語 I・II 又は韓国語 I・II] (4科目 8単位) を含め合計60単位以上修得していること。

経営情報学科

英語 I～IV 又はドイツ語 I～IV 又はフランス語 I～IV 又は中国語 I～IV 又は韓国語 I～IV [英文学科から転学部・転学科する場合は, 基礎演習 I と英文法クリニック, ドイツ語 I・II 又はフランス語 I・II 又は中国語 I・II 又は韓国語 I・II] (4科目 8単位), 情報入門及び情報活用 I 又は情報活用 II (2科目 4単位) を含め合計60単位以上修得していること。

経済法学科

英語 I～IV 又はドイツ語 I～IV 又はフランス語 I～IV 又は中国語 I～IV 又は韓国語 I～IV [英文学科から転学部・転学科する場合は, 基礎演習 I と英文法クリニック, ドイツ語 I・II 又はフランス語 I・II 又は中国語 I・II 又は韓国語 I・II] (4科目 8単位) を含め合計60単位以上修得していること。

社会福祉学部

英語 I・II 又はドイツ語 I・II 又はフランス語 I・II 又は中国語 I・II 又は韓国語 I・II [英文学科から転学部・転学科する場合は, 基礎演習 I と英文法クリニック] (2科目 4単位) を含め合計60単位以上修得していること。